

〇〇自治会防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、住民の安全安心の確保及び犯罪の抑止を目的として〇〇自治会が設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の適正な管理及び運用を図るため、必要な事項を定める。

(設置者、管理運用責任者及び操作取扱者)

第2条 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は〇〇自治会とし、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）を次のとおり指定する。

- (1) 管理運用責任者は〇〇〇〇とする。
- (2) 操作取扱者は〇〇〇〇とする。

(設置場所及び撮影範囲)

第3条 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は別紙のとおりとする。

(管理及び運用)

第4条 設置者は、防犯カメラ、個人情報映像（防犯カメラにより撮影された映像で特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）及び個人情報映像データ（保存された個人情報映像に係る電磁的記録をいう。以下同じ。）（以下「個人情報映像等」という。）を適正に管理し、及び運用するため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 管理運用責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 操作取扱者は、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを担当する。
- (3) 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び映像の視聴を行ってはならない。
- (4) 防犯カメラの操作及び映像の視聴は、管理運用責任者等以外の者が行うことはできない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合で、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(個人情報映像データの適正な管理)

第5条 管理運用責任者等は、次のとおり個人情報映像データの適正な管理を行うものとする。

- (1) 個人情報映像データを保管するときは、当該記録媒体及び映像記録装置を施錠することのできるキャビネット等に保管するなど、盗難及び紛失の防止のため、適切な措置を講じること。
- (2) 個人情報映像データの保存期間は、7日間以上30日間以内とすること。
- (3) 保存期間を経過した個人情報映像データは、当該データの消去又は記録媒体の破砕により当該個人情報映像データを復元できないよう適切に処理を行うこと。
- (4) 個人情報映像データの取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わないこと。

(5) 個人情報映像データを保存する場合は、当該データを加工しないこと。

(個人情報映像データの提供の制限)

第6条 設置者は、本人から当該本人であると明らかに認められる個人情報映像データの開示を請求された場合を除き、個人情報映像データを他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理運用責任者は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

(1) 法令（条例を含む。）の規定に基づく場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 捜査機関から、犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合

2 前項の規定により画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

(1) 提供日

(2) 提供先

(3) 利用目的

(4) 提供する画像の内容

(秘密の保持)

第7条 設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、個人情報映像等及びこれから知り得た個人に関する情報をむやみに外部に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

(苦情等の対応)

第8条 設置者等は、防犯カメラの設置、管理及び運用に関する苦情、問合せ、事故等について、誠実かつ迅速に対応すること。

(取扱いの周知徹底)

第9条 設置者は、管理運用責任者等及び地域住民に対して、呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領及び本規程に掲げる個人情報映像等の取扱いの周知徹底を図るなど適正な指導等を行うものとする。

(その他)

第10条 この規程の改定等をするときは〇〇自治会〇〇会議で行う。

付 則

この規程は、平成 年 月 日から実施する。